

平成30年度鳥取県認知症介護実践者研修実施要領

1 研修の目的

施設、在宅に関わらず認知症の原因になる疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得できる。

2 実施主体 鳥取県（事業委託者：社会福祉法人 敬仁会）

3 研修定員及び受講資格

(1) 定員

- ・西部会場、東部会場、中部会場①、中部会場② 各72名

(2) 受講資格

- ・介護保険事業所等において2年以上高齢者介護に従事している者
- ・その他特に知事が認めた者（養護老人ホーム、市町村の職員等）

4 受講申込手續など

(1) 対象者Ⅰ：平成30年度中に指定地域密着型サービス事業所の開設を予定しており市町村推薦を受ける者

法人・会社単位で取りまとめ、受講申込書及び事前課題に必要事項を記入のうえ事業所指定を受ける市町村に提出する。

当該市町村は、事業所提出書類と推薦書を**4月25日（水）17時（必着）**までに敬仁会に郵送する。

※推薦書の交付対象者は、「平成31年4月1日までに指定地域密着型サービス事業所等を開設しようとする者」です。既に開設済の事業所については推薦書の添付があった場合でも優先決定の対象とはなりません。

申込先：開設予定事業所の所在市町村（指定を受ける市町村）
申込方法：郵送
提出期限：**平成30年4月23日（月）17時（必着）**

(2) 対象者Ⅱ：上記（対象者Ⅰ）以外の法人・会社等の者

法人・会社単位で取りまとめ、以下（敬仁会/鳥取県長寿社会課）ホームページより受講申込書及び事前課題をダウンロード、必要事項を入力のうえ下記申込先へメール送信ください。メール受付後、2営業日以内に到着確認メールを返信しますので、返信がない場合は下記担当までお問い合わせください。

※メールの標題には『【法人名】認知症介護実践者研修申込』とご入力下さい。
メール標題入力例 【（福）敬仁会】認知症介護実践者研修申込

掲載先ホームページ

- ・社会福祉法人敬仁会：<https://www.med-wel.jp/keijin/>
- ・鳥取県長寿社会課：<http://www.pref.tottori.lg.jp/chouju/>

※メールアドレスがない法人等は、郵送（追跡確認が出来るレターパック）にて受講申込書等を送付して下さい。

申込先：社会福祉法人敬仁会 藤井 **n-training@med-wel.jp**
申込方法：メール（メールアドレスがない場合に限り郵送可）
提出期限：**平成30年4月25日（水）17時（必着）**

5 受講決定など

(1) 受講決定

上記4の研修受講申込みにより、県または県が委託した者が決定を行います。

(2) 定員超過時の選抜

申込人数が定員を超えた場合、次の順番にて定員に達するまでの方を受講者とします。

I ↓ 市町村推薦者

II ↓ 市町村推薦者が無い法人・会社等の受講希望優先順位1位の者

III ↓ その他特に知事が認めた者

IV ↓ 市町村推薦者が無い法人・会社等の受講希望優先順位2位の者

※以降、優先順位3位、4位、5位の順番にて選抜する

(3) 受講決定通知書の交付

受講決定者には平成30年5月10日（木）までに法人・会社宛へ郵送予定です。

6 経 費

(1) 受講料 15,300円/人

(2) 支払方法

受講料は法人・会社単位にて受講者分の総額を振込みください。

※振込手数料は受講者負担とします。

※誤って手数料を差し引いて受講料を振込された際には、不足分をお支払いいただきますのでご了承下さい。

(3) 振込期間

受講決定通知書受領日 ～ 5月17日（木）

(4) 振込先

以下の何れかの口座にお振込みください。

金融機関	支店	店番	口座番号	名義
山陰合同銀行	倉吉	067	3655940	フク) ケイジンカイ
鳥取銀行	倉吉中央	151	1872263	社会福祉法人敬仁会 理事長 藤井一博

(5) その他

振込期間内（上記(3)）に受講料納入がない場合、受講決定が取り消しとなります。

納入受講料は資料作成等に充当するため、途中で欠席された場合でも返還いたしません。

受講に係る旅費等の経費は、受講者負担とします。

7 修了証書の交付

研修の全課程修了者に対し、鳥取県より認知症介護実践者研修修了証書が交付されます。

8 研修内容等

(1) 基本方針

- ・講義5日間、自施設実習4週間、実習報告会半日
- ・講義修了後、各自が自己課題実習を行い、30日後にレポートを提出。
- ・レポート内容を実習報告会にて報告。

(2) 講義日程、カリキュラム

- ・別紙のとおり

(3) 実施会場

- ・西部会場 : 米子東病院 (米子市淀江町佐陀2169)
- ・中部会場①② : 地域交流センターアゼリアホール (倉吉市山根43)
- ・東部会場 : 鳥取県庁第二庁舎4階 第22会議室 (鳥取市東町一丁目220番地)
※福祉人材研修センター (鳥取市伏野1729-5) (東部報告会8/28のみ)

(4) その他

- ・申込後の日程変更は出来ません。
- ・本研修の受講最終日に研修内容の理解が得られたかどうか確認を行います。
- ・受講態度、理解度に問題がある場合、全課程修了とみなさない場合があります。

9 研修欠席に係る取り扱いなど

(1) 前提条件

全科目履修が必須のため、遅刻・欠席は認めません。

(2) 救済措置

特別な事情で止む無く遅刻・欠席した場合は、実施主体の判断により当該科目に相当する講義を翌年度末までに他会場にて受講することができれば、全課程を修了したものとみなします。

(3) 欠席時の手続き

欠席する場合は、講義の開始前までに社会福祉法人敬仁会へご連絡ください。

(4) その他

救済措置により別途受講される講義に係る経費は、受講者の負担とします。

事業委託者(敬仁会)が指定した駐車場以外に駐車した場合には受講をご遠慮いただくことがありますので、ご了承ください。但し、受講者が自助努力により駐車場を確保した場合は除きます。

10 担 当

〒682-0023

鳥取県倉吉市山根55番地

社会福祉法人 敬仁会 本部総務課 藤井

電話 0858-26-3864

E-mail: n-training@med-wel.jp